

2025年3月7日

大阪市長
横山 英幸様

夢洲カジノを止める大阪府民の会_ <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
山川よしやす(事務局長)電話 090-8536-3170

夢洲1区 GW エリアと駐車場部分の使用貸借についての質問と要請書

私たちは危険な夢洲に集客施設をつくることに懸念を持ち、万博やカジノを中止することを求めて活動しています。

夢洲1区は各種の有毒物質が埋められ有毒ガスが発生し、ガスの対策と管理が義務付けられている管理型最終処分場で、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。このような集客施設をつくるには不適当な場所を大阪市が万博協会(以下、協会)に無償で使用させたこと(使用貸借契約)に対し、多くの疑問や要望があります。

このまま使用貸借契約を続けることは、憲法25条が定める生存権を脅かし続けることとなります。貸した側の責任が厳しく問われるべきです。

以下の質問や要請について、2025年3月21日までに文書での回答をお願いします。

なお、大阪市で分からないことは、大阪広域環境施設組合や協会等へも問い合わせで回答していただくようにお願いします。横山市長は万博協会の副会長です。責任を持ってお答えください。

1. 大阪市と協会の夢洲1区の「市有財産使用貸借契約」について

大阪市は2022年10月3日、協会と夢洲1区(GWエリア)の貸借について「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」を結んでいます。また、2023年9月21日に夢洲1区(団体駐車場使用部分)についてもほぼ同様の契約を結んでいます。

(1) 夢洲1区の使用貸借契約が結ばれたのは、大屋根リング建設で夢洲2区だけでは万博用地が足りなくなったことが理由ですか。

(2) 契約場所は、有毒物質が埋められ、有毒ガスが発生しガスの対策と管理が義務付けられ、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。労働者が働き、入場者が出入りすることを知りながら、なぜ、協会に貸したのですか。

2. GW エリアと団体駐車場部分の汚染土壌での覆土について

貸借契約の中で「盛り土をした上で、工作物等を整備する。その盛り土は夢洲内で発生する汚染土壌を使用する(第2条と第18条から要旨抜粋)」としています。使用される汚染土壌が現に働いている建設労働者や来場者の健康を害するのではないかを心配しています。

(1) なぜ、山土など汚染していない土ではなく、夢洲内で発生する汚染土壌を盛り土に使用する契約にしているのですか。

(2) GW エリアでは工作物が既に建てられていますが、夢洲のどこで発生した汚染土壌を盛り土に使ったのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせでお答えください。

(3) 汚染土壌で盛り土をした後、協会は安全のためにどんな方法を取っていますか。更にその上に汚染していない土を覆土しているのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせでお答えください。

(4) 盛り土に使う汚染土壌にどんな汚染物質がどんな濃度で含まれているのかを協会から報告を受けていますか。報告結果を教えてください。

報告を受けていないなら、貸し手の責任で報告を求めるべきです。どう対処されますか。

3. ガス抜き設備について

夢洲1区には地中にガス抜き管が縦横に敷設され、その交差した部分に地上2メートルの縦抜き管が設置されています。一昨年11月の国会で自見万博担当大臣はガス抜き管により空気中に拡散しているので大丈夫だと答弁しています。

ガス抜き管の役割について、大阪広域環境施設組合(以下、施設組合)に聞いたところ、「ガス抜き管は地中のガスの種類や濃度の計測のために設置されたもので、ガスの空中拡散は目的ではない。ガス抜き縦管は検知作業員の顔にガスが当たらないように地面から2メートルの高さに決められている。測定するときは地面から1.5メートルの所の窓でおこなう。高さが低い物は、沈んでいるので適宜継ぎ足している。地中のガス抜き管は約100メートル間隔であり、ガスを集められる範囲は一部に限られる」との回答でした。

ガス縦抜き管は2メートルの高さで、ガスを空中拡散するにはあまりにも低すぎます。

ガス抜き管の測定結果を見ると、二酸化炭素以外は毎日どこかで基準値を超え、測定器の計測器上限を超える日も多くあります。例えば、一酸化炭素の基準値は50ppmですが、それをはるかに超える計測上限の2000ppm以上を連日記録しています。1600ppm以上で、2時間以内に死に至るとされる高濃度です。

(1)ガス抜き管についての上記の施設組合の説明は事実ですか。

- ① ガス抜き管設置の主な目的はガスの測定のためですか。施設組合は、ガス抜き管を夢洲1区に敷設した当初、1区を巨大集客施設として用途変更することは想定していませんでした。従ってガス抜き管敷設が安全対策を目的としたガスの空中拡散ではなかったと答えています。所見を求めます。
- ②協会が夢洲1区を万博用地として使用貸借契約した後、安全対策を目的として新たなガス抜き管を敷設する工事は行なわれていますか。
- ③現在のガス抜き管の敷設状況では、管と管の間隔が広すぎて、一部のエリアのガスしか集められないと思います。ガス抜き管は労働者や入場者の安全確保に有効に機能していると思いますか。

(2)上記、自見万博担当大臣の「ガス抜き管により空中拡散しているので大丈夫」の答弁後にメタンガス爆発火災事故が起きました。現時点でこの答弁内容は正しいと思いますか。

(3)契約時、各種ガス発生についての協会への説明

- ①協会と使用貸借契約を結ぶときにガス縦抜き管から発生する各種ガスの測定結果を提供しましたか。伝えていないなら、その理由をお聞かせください。
- ②また、契約時に、発生しているガスの値が労働安全衛生法の基準値を超えていることやガス爆発の危険性について話しましたか。話していないなら理由をお聞かせください。

(4)現在、夢洲1区内、協会に貸した部分の管理は、大阪市としてどんなことをおこなっていますか。また、施設組合はどんなことをおこなっていますか。

(5)大阪市との使用貸借契約の時に添付された『北港処分地「夢洲1区」平面図』で分かるように、GWエリアの南地域(3/28メタンガス爆発火災事故のあった周辺)では、最終埋め立て層にガス抜き管はほとんど敷設されていません。管の敷設が約100メートル間隔であることに加え、このことが昨年3月28日のメタンガス爆発事故や各種ガスの大量発生の一因ではありませんか。見解をお聞かせください。

(6)基準値を超える有毒ガスを排出しているガス縦抜き管の高さは2メートルです。これでは、横風で労働者や入場者が高濃度の有毒ガスを吸う危険性が極めて高いと思います。それを防ぐにはもっともっと高くすべきではありませんか。万博協会に進言などしていますか。

(7)協会は、以前からガス縦抜き管を人の立ち入らない場所に移設すると言ってきました。国会での辰巳幸太郎議員の質問に答え、「バックヤードに移設する。植栽で隠す」と答弁しています。これでは見

えなくしているだけで、とても安全になったとはいえません。現在の移設の詳細を教えてください。分からなければ、協会に尋ねてください。

- ①移設が終わった数と位置、移設が終わっていない数と今後の計画。
- ②移設の方法…周辺部は横抜き管を延長すれば容易かもしれませんが、GW エリアの中心部の移設方法を詳しく教えてください。
- ③移設された管の高さや直径などの仕様を教えてください。

(8)2024年6月に公表された「会期中の安全対策(メタンガス等)」11ページによると、「GW 工区と PW 工区は地表付近で繋がっているため、ガス抜き管のほか、地表付近のガスを大気中に放散しやすいよう舗装材料等を工夫し、マンホール蓋に通気孔をあける」となっています。

- ①その場所はどこで、何か所ですか。
- ②地表やマンホールから放散されるガスはどのように検知測定するのかをお答えください。

4. メタンガス爆発後の協議の有無や内容について

昨年3月28日のメタンガス爆発火災事故後に協会と協議をもちましたか。内容を教えてください。もし、協議していないなら、理由を教えてください。

5. 市有財産使用貸借契約解除の要請について

メタンガス爆発火災事故は協会に安易に貸したことへの警告だと受け止めるべきです。このまま協会に貸し続けると、労働者や入場者の命や健康を損なう恐れがあります。憲法の基本的人権の尊重という理念に反し、第25条で保障されている生存権を脅かす行為です。

協会との使用貸借契約をすぐに解除してください。解除しないなら、その理由を教えてください。

以上、詳しくご回答ください。